

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 多様な主体

地域住民、地域住民を構成員とする団体、事業者、事業者を構成員とする団体、大学その他の教育機関、地方公共団体その他の地域社会を構成する主体をいう。

【説明】

本条では、この条例における重要な用語について、定義をしています。

「多様な主体」とは、観光の振興に関する取組主体として、地域住民をはじめ、自治会や様々なボランティア団体などの住民団体、観光に止まらず、第一次産業から第三次産業に至る幅広い産業分野の事業者、様々な地域や分野で活動するNPO、観光協会をはじめ、商工関係・農林水産関係などの各種団体、大学や専修学校などの教育機関、県、市町村などの地方公共団体など多様なセクターを想定しています。

なお、団体の構成については、例示的に「地域住民」や「事業者」などという形で示したものであり、構成員は多様であるものと考えています。

(定義)

第2条

(2) 観光資源

地域の生活、自然、歴史、伝統、文化、産業その他の観光の振興に資する資源をいう。

【説明】

「観光資源」について定義をしています。

地域には、人々の日常生活、自然・歴史・伝統・文化、人々の暮らしを支える産業など、実に様々な資源が存在しており、それらの中に観光資源としての価値を見出すことができます。

「地域の生活」を規定することは、地域の自然的・社会的条件によって成立している人々の生活の中にこそ観光資源が存在することを示すものです。

(定義)

第2条

(3) 観光づくり地域活動

多様な主体が、その自発的意思に基づき、創意工夫を生かして、観光資源を保全するとともに、これを育成すること、観光資源となり得るものを発見し、これを観光資源とすること及び観光資源の魅力積極的に伝えること並びに観光資源を活用して地域に来訪する者(当該地域に居住する者以外の者で当該地域に長期的に滞在するものを含む。以下同じ。)との交流に取り組むことをいう。

【説明】

「観光づくり地域活動」について定義をしています。

観光資源は、先人たちが代々守り引き継いできた生活、自然、歴史、伝統、文化、産業など、地域の有する様々な資源の中に潜在していることから、これらの資源を観光資源として利活用するためには、まず、多様な主体が、自発的に創意工夫を生かして、地域の様々な資源を保全していくことが必要です。

そして、一連の活動として、改めて観光資源になりうるものを発見し、育成し、その魅力を伝達し、来訪者(別荘などを保有し、断続的・継続的に長期にわたり地域に滞在する人を含みます。)と交流に取り組むことが観光のあるべき姿と考えられ、「観光づくり地域活動」は、観光振興を図る上で必要な様々な取組(要素であり、プロセスともいえる)から構成されています。

このことを図示すると次のとおりです。

